座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
［２・３　略］
（退職年金の決定の請求）
第百十六条　［略］
［一～九　略］
十　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
十一　［略］
［２～４　略］
（整理退職の場合の一時金の決定の請求）
第百十六条の二　［略］
［一～四　略］
五　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
六　［略］
［２・３　略］
（遺族に対する一時金の決定の請求）
第百十六条の三　［略］
［一～三　略］
四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又は及びロに定める事項

［２・３　同上］
（退職年金の決定の請求）
第百十六条　［同上］
［一～九　同上］
十　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
十一　［同上］
［２～４　同上］
（整理退職の場合の一時金の決定の請求）
第百十六条の二　［同上］
［一～四　同上］
五　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
六　［同上］
［２・３　同上］
（遺族に対する一時金の決定の請求）
第百十六条の三　［同上］
［一～三　同上］
四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
五　［略］
［２～４　略］
（公務障害年金の決定の請求）
第百十七条　［略］
［一～十　略］
十一　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
十二　［略］
［２～４　略］
（公務遺族年金の決定の請求）
第百十八条　［略］
［一～十一　略］
十二　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
十三　［略］
［２～４　略］

五　［同上］
［２～４　同上］
（公務障害年金の決定の請求）
第百十七条　［同上］
［一～十　同上］
十一　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
十二　［同上］
［２～４　同上］
（公務遺族年金の決定の請求）
第百十八条　［同上］
［一～十一　同上］
十二　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
十三　［同上］
［２～４　同上］